

# 東栄特別定期預金 飛躍

1年0.050%  
3年0.100%  
5年0.150%



店頭表示金利より  
大変お得な金利  
設定とさせていただきます。

但し、満期日以降は店頭表示金利となります。

## お取扱期間

令和2年12月1日（火）～ 令和3年3月31日（水）

但し、販売総額 50 億円に達し次第お取扱いを終了いたします。

預入金額 1口あたり

10万円以上 500万円まで  
(※お一人様合計 3,000万円までとなります)

対象者

個人のお客様に限ります。

預入期間

1年物・3年物・5年物  
(※全て自動継続方式となります)

令和19年12月31日迄の間にお受け取りになる預金  
利息には「源泉分離課税+復興特別所得税」20.315%  
(国税 15.315%、地方税 5%)の税金がかかります。



表示有効期限：令和3年3月31日

# 東栄特別定期預金 『飛躍』

商品概要	
商品名	東栄特別定期預金 「飛躍」
お取扱期間	令和2年12月1日(火)～令和3年3月31日(水)
預入期間	1年(自動継続方式) 3年(自動継続方式) 5年(自動継続方式) 【満期後は自動継続扱いの店頭表示金利となります。】
預入金額	1口あたり10万円以上500万円まで (1円単位) 但し、お一人様 合計で3,000万円までとなります。
適用金利	適用金利は 1年物0.050%とさせていただきます。 3年物0.100%とさせていただきます。 5年物0.150%とさせていただきます。 【満期後は店頭金利表示となります。】
預金対象者	個人のお客様 ※原則、新規にお預入れいただく方が対象です。
中途解約時のお取扱いについて	①この預金は、原則として中途解約はできません。 ②やむを得ず中途解約をする場合は、所定の中途解約利率が適用となります。
その他	①預金保険制度の対象となります。但し、当金庫に複数の口座がある場合には、決済性預金を除きそれらの預金・積金元本を合計して1,000万円までとその利息、給付補てん金が保険の対象となります。 ②総合口座への組入れを可能とします。 ③令和19年12月31日迄の間にお受け取りになる預金利息には、「源泉分離課税+復興特別所得税」20.315%(国税15.315%+地方税5%)の税金がかかります。 ④「犯罪収益移転防止法」による取引時確認ができない場合は、お預け入れいただくことができません。

商品内容につきましては、下記店舗の窓口もしくは営業担当者までお問い合わせ下さい。

本店営業部	03-3653-3111	篠崎支店	03-3678-2111
立石支店	03-3692-4811	浦安支店	047-352-1111
亀戸支店	03-3684-1111	新堀支店	03-3677-4911
江戸川支店	03-3652-4821	奥戸支店	03-5670-6111
葛西支店	03-3680-3521	本一色支店	03-5662-2111